

平成 24 年第 13 回岐阜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成 24 年 11 月 20 日（火曜日）午前 9 時 30 分
- 2 場 所 岐阜市役所南庁舎 3 階 教育長室
- 3 出席委員 後藤委員長、矢島委員、中島委員、小野木委員、早川教育長
- 4 説明のために出席した事務局の職員
事務局長、事務局次長兼教育立市政策審議監、教育政策課長、
教育施設課長、学校指導課長、少年センター所長、
岐阜北幼稚園長、学校保健課長、岐阜商業高等学校事務長、
社会教育課長、図書館長、科学館長、歴史博物館長、
青少年教育課長、中央青少年会館長、市民体育課長、
教育政策課管理係長、教育政策課政策係長
- 5 職務のために出席した事務局の職員
教育政策課主幹、教育政策課主事
- 6 議事日程
 - 第 1 開会
 - 第 2 前回会議録の報告、修正及び承認
 - 第 3 会議録署名者の指名
 - 第 4 諸般の報告
 - (1) 岐阜市教育振興基本計画の策定について（教育政策課）
 - (2) 岐阜市要保護及び準要保護児童生徒の認定について（学校指導課）
 - (3) 信長公居館発掘調査の成果について（社会教育課）
 - 第 5 議事
 - (1) 第 57 号議案 岐阜市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に関する教育委員会の意見について（教育政策課）
 - (2) 第 58 号議案 岐阜市公民館条例の一部を改正する条例の制定に関する教育委員会の意見について（社会教育課）
 - (3) 第 59 号議案 平成 24 年度岐阜市一般会計補正予算に関する教育委員会の意見について（教育政策課）
 - ※(4) 第 60 号議案 和解及び損害賠償の額を定めることに関する教育委員会の意見について（学校保健課）

※(5)報第 28 号 岐阜市教育委員会臨時的任用職員の任免について
(教育政策課)

※(6)報第 29 号 公文書公開請求に対する決定について (教育施設課)

7 会議に付した事件

「6 議事日程」のとおり。なお※の議案及び報告は、秘密会にて審議した。

8 議事の経過

午前 9 時 30 分開会

○後藤委員長 只今から、平成 24 年第 13 回岐阜市教育委員会定例会を開会します。本日は、5 人の委員が出席しており、会議は成立します。議事日程に従い、順次進めていきたいと存じます。

前回の定例会の会議録については、出席委員において先程承認されました。

今回の会議録の署名者につきましては、出席委員においてお願いします。

事務局にお尋ねしますが、傍聴者はいらっしゃいますか。

○河原教育政策課主事 いらっしゃいません。

○後藤委員長 傍聴者がいらっしゃらないということですので、このまま進めていきたいと思えます。それでは、お手元の議事日程をご覧ください。本日は諸般の報告が 3 件、議事のうち議案が 4 件、承認を要する報告が 2 件となっています。本日は秘密会で行うべき案件があるようですが、事務局いかがですか。

○河原教育政策課主事 報第 28 号は、人事案件であり、第 60 号議案及び報第 29 号は、説明にあたり個人情報が含まれています。以上の議案について会議の後半にまとめて秘密会で審議をお願いしたいと存じます。

○後藤委員長 只今、事務局から、第 60 号議案、報第 28 号及び報第 29 号について、会議の後半にまとめて秘密会で審議を行いたいという要望がありました。ご異議はありませんか。ご異議がない方は、挙手をお願いします。

(全委員の挙手確認)

○後藤委員長 ありがとうございます。異議なしということですので、これ

らの議事は、秘密会形式にて会議の後半にまとめて審議を行うこととします。

それでは日程第4の「諸般の報告」に入りたいと思います。報告(1)につきまして、事務局から説明をお願いします。

○長谷川教育政策課政策係長 教育政策課でございます。「報告(1)岐阜市教育振興基本計画の策定について」の資料 NO.1 と NO.2 をお願いします。現在策定作業中の岐阜市の教育振興基本計画の中間報告をするとともに、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと考えております。

まず、資料 NO.1 をご覧ください。見出しの下に教育基本法を引用しています。平成18年に、教育基本法が全部改正されました。教育基本法第17条第1項に、国に関する規定、第2項に地方公共団体に関する規定があります。第1項で、政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針、基本的な計画を定めるとしてあります。ここでは「定めなければいけない」とされており、国は策定義務を負います。第2項において、地方公共団体は国の計画を参酌した上で、地域の実情に応じ、同じように教育に関する基本的な計画を定めるように努めなければならないとしています。つまり、地方公共団体は努力義務を負うということです。

岐阜市は、平成19年に現行の教育振興基本計画を策定し、その期間は平成20年から平成24年度までの5年間となっています。今年度末に現行計画の期間が満了しますので、現在、平成25年度から平成29年度までの5年間の次期計画の策定をしているところです。有識者の方々に委員として集っていただき、計画案を少しずつお諮りしながらご意見を頂戴しています。委員である有識者の方々とは、PTA、学校の先生、会社経営者、大学の先生、社会教育委員、青少年育成市民会議、NPO 法人です。

これまでの計画策定の進捗状況を説明します。次期基本計画の仕組みを考えるに当たり、現状・課題として、①から⑤があるものと考えています。それは、「①人モノ金、情報のグローバル化」、「②産業構造、雇用の変化」、「③社会格差の増大、固定」、「④少子高齢化」、「⑤地域社会、家族のありようの変化」です。グローバル化が進む中、国際競争力の低下や産業の空洞化が危惧されています。また失業率や非正規雇用の増加があります。そして、社会格差が教育格差を生むことで一人一人の意欲が減退し、社会が不安定化します。「少子高齢化」や「地域社会、家族のありようの変化」については、高齢者の増加が、社会全体の活力の低下や人付き合いの希薄化につながります。これら①から⑤の課題に対し、教育としていかに対処していくかということが、真ん中の「解決の方向性」、雲の形をしている部分です。1番目は、世界的に必要とされる人材を作り出すことや、新しい分野の担い手を生み出していくということです。2番目は、

経済格差が教育格差を生むことにより、社会の中でスタートラインに着こうとしても着けないという人がいると考え、そのような方々に対する支援を行うということです。それは後ほどセーフティネットという言葉で出てきます。3番目は、地域の力を使って、学校の運営などを行っていくということです。岐阜市では既にコミュニティ・スクールを実施していますが、そうした仕組みをより強力に進めていこうと思っています。4番目は、生涯教育やスポーツに関することです。生涯にわたって、豊かな生活を送れる仕組みを考えていきます。

この4点を次期計画の基本的方向性として考えています。資料NO.1の下に緑の円柱が4つあり、それぞれの蓋の部分に記載した項目が基本的な柱となるものであり、この計画において価値の実現を目指していくべきものとご理解いただけたらと思います。1番目は、グローバル社会で活躍できる人材の基礎的能力を育てていくこと。2番目は、先ほど申し上げたセーフティネット。3番目は、コミュニティ・スクールに代表される、地域コミュニティが持つ教育力の積極的活用。4番目に、豊かさを実感する生涯学習・スポーツの振興です。4番目の名称については、11月上旬に開催された第2回の会議で、委員の方からもう少しインパクトのあるタイトルにできないかという意見をいただきました。委員のアイデアを基に、『岐阜に生まれて、育って、住んでよかった!』と実感できる生涯学習・スポーツの振興の名称を変更しようかと考えているところです。

資料NO.1と資料NO.2はつながっていて、資料NO.2を資料NO.1の手前、下に重ねていただけると、つながりがお分かりいただけるかと思いますが。では資料NO.2をご覧ください。2枚目の青色の部分は、緑の円柱の蓋に記載された基本的方向性を具体化したものです。オレンジ色の部分は、現在の、ないしこれから実施を予定している事業を例示しています。緑色の蓋の基本的方向性や青色の基本施策の具体的なイメージとして捉えていただければと思います。

基本的方向性1「グローバル社会で活躍できる人材の基礎的能力育成」にかかる基本施策については、まず確かな学力をつけなければならないということ、そして、それを基礎に置いた上で、伸びる子を伸ばす才能教育を推進しようと考えています。「伸びる子を伸ばす」という表現については、11月上旬に開催された第2回の会議で、賛否両論いただきました。これで良いという意見と、伸びる子に肩入れしてそうでない子どもに対する配慮はどうかという意見がありました。これについては、次回、11月26日の会議で、基本施策2のタイトルを変え、「才能を見出し伸ばす教育の推進」という修正案を提出しようかと考えているところです。3番目は、「子ども・若者が自ら『志』を育むための支援」です。この「志」を世のため人のために役に立ちたい気持ちと考え、そうした気持ちを育てていくことを考えています。4番目は幼児教育。5番目は教職員の

資質向上。6番目は安全・安心な教育環境の整備です。

次に2番目の柱であるセーフティネットにかかる基本施策についてです。1番目が、子どもの心と体。2番目が、障がいのある子どもたちに対する教育の推進。3番目が、経済的な困難を有する子どもへの支援。4番目が、不登校・いじめなどの困難を有する子どもへの支援で、具体的には、2番目の柱の一番下に記載していますが、(仮称)総合教育支援センターの設置を予定しており、ここを中心に事業を進めるものと思っています。5番目は、留守家庭児童会などの事業です。度々、会議内で小野木委員さんから部活動の話をお伺いしますが、そのような話も計画を作っていく段階で取り込めないかと考えているところです。

3番目の柱「地域コミュニティのもつ教育力の積極的活用」にかかる基本施策ですが、1番目は家庭教育、2番目は、先ほど申し上げたコミュニティ・スクール、3番目は青少年健全育成を主に地域の力を借りて行っていくことです。

4番目の柱である生涯学習・スポーツ振興にかかる基本施策ですが、1番目は、公民館や図書館などの社会教育施設を利用した教育です。2番目は、郷土に誇りと愛着を持つための伝統・文化ということで、文化財に関することや、鵜飼に慣れ親しむために小学校で行っている「ふるさと大好き鵜飼事業」を入れています。3番目は、現在、市民体育課で策定を進めているスポーツ推進計画と連携を取りながら、健康に関する事業等を入れています。

今後の振興計画策定に関するスケジュールですが、11月26日に第3回目の会議、12月25日に第4回目の会議を行う予定です。それまでに委員の皆様についてご了承いただきたいと思っています。来年1月にパブリックコメントを1か月間行い、市民の皆様からのご意見を整理した後、2月の教育委員会の定例会でお諮りし、教育委員の皆様のご承認をいただきたいと思っています。ご承認いただいたら、3月議会において市議会議員さんに説明申し上げた上で、4月から施行としたいと考えています。今日はこれに先立ち、計画の骨子である円柱の蓋にある緑の部分と丸数字が記載されている青色の部分について、教育委員の皆様から何かご意見をお伺いできればと思います。よろしくお願ひします。

○後藤委員長 ありがとうございます。来年度から5年間の教育振興計画の骨子について只今ご説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

○中島委員 「現状・課題」の④ですが、「少子高齢化」という表現がありますが、私たちNPOの中では、少子高齢化の前に「超」が付くという認識です。現在を「少子高齢化」という文言では表せないから、「超少子高齢化」という言葉を使用するのですが、これについてどのようにお考えですか。

○**長谷川教育政策課政策係長** 私も同じ認識です。実際に高齢者の割合が増えていくにしたがって、記載のように社会全体の活力を不本意ながら削がれるという状況にあります。「少子高齢化」については、趣旨を皆様に理解していただけるような表現を考える必要があるかもしれません。

○**後藤委員長** 「超」を付けることも良いですが、「少子高齢化」の後に何か付け加えても良いと思います。

○**中島委員** 少子高齢化の問題がコミュニティの問題なのかどうかという気がします。少子高齢化の解決の方向性として、その下の青い雲の(3)があるのですね。

○**長谷川教育政策課政策係長** コミュニティ・スクールのみについて考えると疑問に思われるかもしれませんが、この問題は家庭教育や青少年教育などについても関わりがあると考えています。

○**中島委員** 超少子高齢化の現状・課題を解決する方法は、家庭教育力や地域力なのでしょうか。

○**長谷川教育政策課政策係長** 少子高齢化自体を(3)だけで解決することはなかなか難しいと考えています。

○**後藤委員長** 教育に関わる部分ですので、少子高齢化に全てに対するわけではなく、教育としてどう対峙するかということです。

○**中島委員** でしたら、ここに「少子高齢化」を入れてよいのかと思います。

○**早川教育長** 少子高齢化という現状を認識し、それを地域の活力のパワーとして持っていこうとする意図です。その結果、岐阜市がより質の高い教育を提供できれば、他の地域から子どもたちが来てくれます。家庭教育の問題については、家庭・地域・学校という三角形の関係はあるが、実際に家庭に干渉する余地はあまりないのが現状です。困難な家庭にピンポイントで対応したり、青少年教育課が行っている「決めて、守ろう！『我が家のルール』」のような仕組みはあります。これらも大切な取り組みですが、それよりもむしろ、地域のおじさんが問題のある家の子どもに「おい、ちゃんと勉強をしてこいよ」と言って

くれた方が、遥かに大きな力になるだろうと思います。コミュニティが家庭にも良い影響を与えることができるという考え方をソーシャル・キャピタルの活用と言いますが、コミュニティの持つ教育力を前面に押し出し、その活用を図っていきたいと思います。東日本大震災以降、地域コミュニティの重要性が再認識されています。今後の5年間は、地域との連携を強化した教育の推進に力を入れたいと思っています。

○中島委員 基本的方向性2の⑤番は、非常に大事だと思います。

○後藤委員長 ほかは、いかがでしょうか。

○小野木委員 基本的方向性1の「⑥安全・安心な教育環境の整備」の事業の中に「暑さ対策」とあります。緑化ネットもよいですが、いつも言っていますように、エアコンが必要だと思います。残念ながら我々の時代と暑さが違います。7月や9月も本当に暑いので、お考えいただきたいと思います。

それから「グローバル社会で活躍できる人材の基礎的能力育成」についてですが、日本人は、ディベートで自分の意見をしっかりと伝え、相手を説得する能力がまだ弱いと思います。子どもの時から練習し、自分の意見をはっきりと伝える能力を身に付けていくことが大事ではないかと思いますので、どこかに入れていただければと思います。

次に、グローバル社会で活躍できる人材として、確かに英語力は必要ですが、それよりもむしろ日本人としてのプライドをしっかりと持てるかどうか、尊敬される人間になれるかどうか重要と思います。明治時代に、海外の人たちに「日本という国は本当にすごい」と言わしめたのは、やはり日本人の特質や道徳の面だと思います。そうした面で素晴らしい人たちが大勢いたこと、その人たちを模範として、日本人としてのプライドが持てることを伝え、自分も「そうなれたらいいな」と思ってもらうことがとても大事だと思います。今は、尊敬できる日本人を学校で教えなくなっているではありませんか。そのため、子どもが大人を尊敬できないのだと思います。尊敬される大人になるためにも、「昔はこういうすごい人が居て、今もこんなすごい人がいますよ」ということを子どもに伝えることは、非常に大事ではないかと思います。

それから、会社で今非常に困っていることですが、挨拶という基本ができない、整理や整頓ができない。最近では、整理や整頓ができない子どもが大変多いです。これは、本来家庭教育が担うべきですが、残念ながら現代は家庭教育だけでは対応できなくなっており、学校や会社でしっかりと対応しなくてはいけないと思います。人間としての基本的な資質をどこかでしっかりと教えないとい

けません。基本的なことができないのでは、グローバル社会で生きていけるわけがありません。考えていただきたいと思います。

○早川教育長 今のご指摘全てなるほどと感服しました。最初のエアコンの問題についてですが、文科省は、振興計画を作り、そこに様々なことを盛り込むのであれば、それは政権の公約になるだろうという立場です。計画に盛り込んだことを理由に実現を図るということです。我々も同じスタンスでいくなれば、エアコンと記載した計画について教育委員会の承認をいただければ、それが5年間のうちに実施するという約束事になります。我々も文科省のようにそうしたことをやってもいいのだろうかということで、ここにエアコンと入れられるかどうかについて、担当者間で水面下の折衝をしたいと思います。

2つ目の「伝える力」については、i. school (アイ・スクール) とか熟議のような仕組みを校内の中に取り入れていきたいと考えています。これに近い取組みはいくつかありますが、しっかりと項目を起こした方が良いのではないかと思います。

道徳については、「道徳教育の推進」を設定することが考えられると思います。

○矢島委員 2枚目の下に「ソーシャルキャピタルの活用」と記載がありますが、どこを指しているのでしょうか。

○早川教育長 全体です。

○長谷川教育政策課政策係長 最たるものは、基本的方向性 3 の②のコミュニティ・スクールです。家庭教育についても、例えば核家族化や共働き家庭の増加により、難しい時代になってきています。最近では、地域に住みお節介ながら色々声をかけて気にしてくださる方々が非常に少なくなりました。このような時にこそ、地域の方々に積極的に教育に関わっていただくことが大切です。③の青少年健全育成に関する事項も、地域の方々のご尽力で進めていく事業が大半です。従って、3の全体に関して「ソーシャルキャピタルの活用」ということを考えています。

○矢島委員 「ソーシャルキャピタルの活用」の中の例は、例えば児童相談所など他にもいろいろとあると思いますが、それは県の機関だから入っていないのですか。

○長谷川教育政策課政策係長 この例は国の機関でも、県の機関でも例示とし

で記載しています。児童相談所も記載させていただきます。

○早川教育長 地域コミュニティを支えている組織は、青少年育成市民会議や子ども会など様々な組織がありますが、それぞれの後継者の減少により、規模が縮小気味になっているそうです。そのような中で、ソーシャルキャピタルという新しい概念を、追い風、思想的な裏付けとして、そして自分たちがしていることは素晴らしいことだと自信を持っていただくために、敢えて記載しました。ソーシャルキャピタルがこの基本的方向性3を下から支える感じです。

○後藤委員長 一番上の「現状・課題」の③で、「本市 生活保護世帯 (H21)2.1万世帯→(H22)5.3万世帯」と記載があります。岐阜市は17万世帯程度ですので、この数字では、3分の1の世帯が生活保護世帯になっていることになります。これは1桁間違いではないでしょうか。

○早川教育長 少し多過ぎますね。

○長谷川教育政策課政策係長 確認いたします。

○後藤委員長 ほかはいかがでしょうか。

○中島委員 教育長が仰ったように「ソーシャルキャピタルの活用」の例は、非常に大切だと思います。自分がそこに値する人間であると思っただけことがとても大切で、詳細に例を挙げていただけると良いと思います。自分がその一員として、地域や子どもたちを支えていると思うと同時に、逆に子どもたちにもそういう人になりたいと思ってもらえます。次世代育成を考える上でも、例を「…」ではなく、全て挙げていただきたいと思います。また、多くのNPOも地域に根付いて活動をしています。これも社会関係資本だと思っていますので、ぜひそのような文言を入れていただけると嬉しいです。

○長谷川教育政策課政策係長 ③は、特にそうですね。

○中島委員 はい、お願いします。教育委員会にも活用していただきたいと思っています。

○後藤委員長 基本的方向性1の「③子ども・若者が自ら『志』を育むための支援」は非常に大事なことだと思います。さらに、「自立」という意味合い

をどこかに入れていただければと思います。いかにも自立が遅れている若者が多く、それが様々な形で社会現象として顕れていると思いますので、若者の自立について取り組んでいただきたいと思います。

また、先ほど小野木委員さんも仰られた、日本人としての自覚と誇りについてですが、基本的方向性4の②に、「郷土に誇りと愛着を持つための伝統・文化の継承と活用」とあります。国際化も大切ですが、足元をぐっと見つめることを大事にしていくことが必要だと感じています。例えば東日本大震災の時に、日本特有の良さが現れたと言われます。そうした日本人としてのよさをもっと大事にしていくことが、本当の意味での国際化につながっていくのではないかと思います。英語教育と言われると、日本語教育はどうなっているかと言われる。そういう面からも、足元をしっかりとすること、岐阜市の郷土という意味でも、基本的方向性4の②にある項目は大事であると思います。単なる生涯学習ばかりではなく、先ほど小野木委員さんが仰られたように、基本的方向性1に関わるころでも考えていただきたいと思います。

○中島委員 今、娘が大学受験中で、色々な大学のオープンキャンパスに行き、英語が必須だと痛感しました。どの学部においても、企業に入った時に英語が必要となるということでした。企業内も国際色豊かになり、コミュニケーションを取る際、英語が必須となると伺いました。私たちの世代と少しずつ変わってきていると思いますが、それでもまだ英語が話せない人が非常に多いです。日本人は、よい教育が行われているはずなのに英語を話せない現状がありますので、ネイティブな英語力を身に付けることができる施策を打ち出していきたい。小学校から英語に携わっているのに、話せないという現状は大変辛いものがあります。英語教育にも力を注いでいただきたいと思います。

○大塚学校指導課長 今のようなご指摘は当たっていますね。今年度、試行的に小学校5年、6年にALT、外国語指導助手を派遣しています。今までは、EF、イングリッシュ・フレンドという、ネイティブではない先生でした。様々な外国の方と接し、学んでほしいという思いから、今年は、試行的に4中学校にALTを派遣しています。来年度から全部の小学校に取り入れる予定で、現在予算要望している段階です。小中学校に同じALTを派遣し、小学校で学んだことを、中学校で同じALTの人から教えてもらうことで、一貫して英語教育を実施できないかと検討しているところです。

○早川教育長 英会話ではなくて、英対話ということが大事だと思います。英語が上手かどうか、ネイティブに近いかどうかということもさることながら、

何を話すかということが非常に重要なことだと思います。

この前、面白い話を県の教育長から聞きました。大垣市の中川小学校では、小学校から英語教育にかなり力を入れて取り組んでいます。県の教育長は英語専門の大学の先生で、どこに行っても辛口なのですが、初めてその中学校で素晴らしい英語教育を見たと言いました。中学校3年生の授業で、「英語を学ぶことが必要かどうか」というテーマでディベートを行っていたそうです。皆がデータを持って、「今は、英語より中国語の方が必要だ」、「英語こそが世界でこうだから必要だ」などと、皆が一所懸命に自分の意見を伝えようとする、素晴らしい授業だったそうです。なぜこのような授業ができるかと先生に尋ねたところ、小学校で英語教育を行っているからだということでした。確かに英語教育をしているからかもしれませんが、小学校から数学も理科もしているのに、どうして英語だけが良いのか、それは理由にならないのではないかと話していました。

ネイティブに近い発音や話し方は必要ですが、おそらくそれ以上に必要なものは、対話する力や伝える力であると思います。英語教育とあわせて対話する力も身に付けられるように小学校から取り組んでいかななくてはならないと思っています。

○後藤委員長 ほかによろしいでしょうか。ないようですので、次にまいります。報告(2)について、事務局から説明をお願いします。

○大塚学校指導課長 学校指導課でございます。資料の1ページから5ページ、就学援助今年度2期目の認定について報告します。まず就学援助の概要について説明をします。学校教育法第19条は「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と定めています。これに従い、経済的な就学困難に直面している世帯に対しては、「要保護」生活保護と生活福祉課が認定、あるいは「準要保護」生活保護に準じると教育委員会が認定し、給食費、学用品費、校外活動費、修学旅行費等の支給をしています。すでに第1期については、7月に認定して教育委員会に報告をさせていただきました。離婚などの事情により経済状況が変わった世帯や、市外から転入した世帯については、その都度、就学援助の申請ができます。今回第2期として、7月以降に申請や認定をされた分を報告します。

資料1ページの「平成24年度準要保護児童数(小学校)」の表の右下に66という数字があります。これが、今回、小学校で認定した数です。3ページの上段の「平成24年度準要保護生徒数(中学校)」の表の右下に22という合計数があります。これが、中学校で認定した数です。今回は、小学校69件、中学校22

件の申請がありました。このうち、小学校の 3 件については、所得合計が生保基準額の 1.3 倍以上であるという認定基準のもとで却下となりました。従って、小学校 66 件と中学校 22 件の認定をすることをご報告申し上げます。

1 ページの表と 3 ページの上段の表は、第 2 期について、校区別の認定状況を示したものです。2 ページの表と 3 ページの下段の表は、第 1 期と第 2 期を合わせた校区別の認定状況を示したものです。前回ご指摘のありました、それぞれの学校の割合と児童生徒数も付け加えました。4 ページは、過去との比較ができるように、要保護・準要保護の第 1 期、第 2 期、第 3 期の状況はそれぞれどうなのかが分かるように時系列的に比較したものです。5 ページは、その表をグラフの形にして見やすくしたものです。現在、小学校で約 12%、中学校で約 15%の生徒が、要保護や準要保護の就学援助を受けている状況です。

○後藤委員長 只今のご説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

○矢島委員 要保護と準要保護は、保護の程度に差があるのでしょうか。

○大塚学校指導課長 教育に関しては、最終的には要保護と準要保護に対する支援は同じ額となっています。

○小野木委員 これは 1 年に 1 回、それとも学期ごとに調査するのですか。

○大塚学校指導課長 1 年に 3 回、認定をする期間があります。第 1 期は 4 月から 7 月までの間に申請された方、第 2 期には 7 月以降に申請された方、第 3 期は 12 月以降に申請をされた方を認定します。

○矢島委員 これは、世帯の所得金額で決定するのですか。生活保護は、要保護となりますが、準要保護の場合は、世帯の所得金額によるのでしょうか。実際は、どのくらいの所得金額になるのでしょうか。300 万円くらいでしょうか。

○大塚学校指導課長 生保基準額の 1.31 倍ぐらいを基準にしていますので、概ねそれくらいの金額になるのではないのでしょうか。

○小野木委員 昨年より少し減ってきているのですね。

○大塚学校指導課長 傾向としては、要保護の生活保護世帯が増え、準要保護世帯が若干減っています。

○**後藤委員長** 要保護の世帯は、平成 14 年から平成 21 年はそれほど変化がありませんが、平成 21 年から 22 年にかなり増えていますね。

○**小野木委員** リーマンショックの影響ですね。

○**後藤委員長** 現在の数は、今年度の第 2 期までの年度途中の認定数ですから、最終的には前年と同じくらいの数になります。

○**中島委員** 現在、前年度と同じくらいの数ですので、最終的には増える可能性があります。

○**小野木委員** 日本の貧困率は 15% ぐらいなので、だいたい見合っています。

○**後藤委員長** これは地域や学校によってかなり割合差がありますね。

○**中島委員** 地域で昨年度と異なる傾向は見受けられますか。

○**大塚学校指導課長** ほぼ同じです。

○**中島委員** 市営団地がある地域が、比較的多いと伺いましたが、そのほかにありますか。

○**大塚学校指導課長** 中心部でも、外国籍の方がいらっしゃるので、少し高い割合になっています。

○**小野木委員** 梅林中学校はなぜ多いのでしょうか。

○**中島委員** 私も多いので驚きました。

○**大塚学校指導課長** 梅林中学校は比較的受給率が高いと聞いています。

○**中島委員** 小学校はかなり低いですが、なぜでしょうか。

○**大塚学校指導課長** 転入される方もいますので、そのようなことが原因だと考えています。

○**中島委員** 梅林小学校は、どこの小学校と統合することを考えているのですか。

○**大塚学校指導課長** 白山小学校、梅林小学校と華陽小学校です。

○**中島委員** 華陽小学校は、数値が高いですね。

○**後藤委員長** ほかによろしいですか。ないようですので、次にまいります。報告(3)について、事務局から説明をお願いします。

○**内堀社会教育課長** 社会教育課でございます。「平成 24 年度現地公開資料」をご覧ください。「信長公居館跡発掘調査の成果について」の報告です。

信長公居館については、今年の 6 月から発掘調査を継続しています。明治大帝像のあった平坦地の調査をし、中間的な成果がまとまりましたので報告します。11 月 16 日に記者発表を行い、翌日の 11 月 17 日に一部の新聞記事に掲載されました。11 月 24 日に現地公開をします。

2 ページをご覧ください。簡潔に申し上げると、新たな池が発見されたということです。これまでの発掘調査で、信長公居館では、4 か所の池など庭の跡と思われるものが発見されており、この発見は 5 番目となります。明治大帝像が立っていた真下辺りを掘りましたら、非常に良い状態で池が残っていたということです。池底には、拳くらいの大きさの河原石が、一面にきれいに敷き詰められていました。また、地元産ではない緑色の石、青石と呼ばれる和歌山県や徳島県で産出される緑色片岩という庭石が出ました。そのまま残っていたら良かったのですが、壊されておりその欠片が発見されました。そのような石を景色として使っていた庭ではないかと考えられます。資料の青い線が池の輪郭なのですが、池のすぐ岸部まで建物の礎石という土台の石がありました。どのような建物かはまだ分かりませんが、池を鑑賞するような建物がすぐ近くに存在したことが考えられます。

信長公の時代にここを訪れたポルトガル宣教師ルイス・フロイスの記録に、池についての記述がありました。池底には入念に選ばれた鏡のように滑らかな小石があり、各種の美しい魚がたくさんいたなどと記録されています。そして、フロイスは 4 つ、または 5 つの庭園があったと記録を残しています。始めは、こんなにたくさん池があるのだろうかと思っていましたが、この発見された池で 5 つ目ですので、フロイスの記録はかなり正確ではないかと考えられます。

○**後藤委員長** ありがとうございます。只今の報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

○**後藤委員長** 現地公開される時は、どのくらい広報がされるのでしょうか。

○**内堀社会教育課長** 記者発表により新聞に掲載されています。今回はちょうど選挙報道と重なってしまいましたが、テレビでもよく取り上げていただいています。非常に大勢の方、100人以上はいらっしゃいます。多い時には、何百人とお越しいただいています。

○**後藤委員長** 只今の報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。ほかにないようですので、次へまいります。

続きまして、議事日程の「第5 議事」に参ります。それでは第57号議案について、事務局から説明をお願いします。

○**中本教育政策課長** 教育政策課でございます。お手元の資料の7ページをお願いいたします。第57号議案「岐阜市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に関する教育委員会の意見について」ですが、以下のように条例改正をしたいと考えています。9ページをご覧ください。概要を記載しています。学校設置条例の一部を改正するという事です。改正理由は、岐阜北幼稚園及び大洞幼稚園を廃止するためです。その時期は「改正の概要」にありますように、「平成25年4月1日に岐阜北幼稚園を廃止する」、「平成26年4月1日に大洞幼稚園を廃止する」ということです。

10ページをご覧ください。岐阜市立幼稚園の統廃合のあらましを記載しています。すでに皆様ご承知だと思いますが、公立幼稚園4園のうち2園を廃止します。廃止時期は、先ほど申し上げたようにそれぞれの幼稚園が1年ずつずれる形をとっています。10ページの一番上の「1 統廃合の理由、経緯」ですが、平成7年に行政改革推進懇話会から公立幼稚園をすべて廃止したらどうかという意見がありました。その後、教育委員会でも様々な議論を重ね、平成19年度、教育委員会で設置した幼児検討委員会の報告において、公立幼児教育として、研究実践としての機能、子育て支援としての機能、そして発達障がいの子どもに対する発達支援としての機能という3つを、公立幼稚園の担う役割として決めました。それに伴い、2園閉園に向けた準備を進めてきました。今年度末と来年度末をもって、2園を廃止します。閉園に伴う様々な準備があります。それに関して12月議会に予算案を諮りたいと考えておりまして、後ほど説明をします。

○**後藤委員長** 只今、説明がありました第 57 号議案について、ご質問、ご意見等ございませんか。

○**矢島委員** バスの送迎はどのようになりますか。

○**中本教育政策課長** スクールバスを手当したいと考えています。12 月議会で予算案として上程します。後に詳しく説明させていただいてよろしいでしょうか。

○**後藤委員長** 対象者の人数はだいたい把握されていますか。

○**中本教育政策課長** 確定ではないですが、岐阜北幼稚園については 20 名前後になりそうです。

○**早川教育長** 他の私学に通園する子どもはいますか。

○**中本教育政策課長** います。保護者説明会に何度も行きましたが、やはり地元で通いたいという保護者の方もいます。公立幼稚園のよさを認識している方も大勢います。約 20 名が加納幼稚園へ転園という形になります。

○**後藤委員長** 大洞幼稚園は何名くらいの見込みですか。

○**中本教育政策課長** 大洞幼稚園は、非常に少なくても 3 名から 6 名くらいです。

○**後藤委員長** ほかにございませんか。ないようですのでお諮りをしたいと思います。第 57 号議案につきまして原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員の挙手確認)

○**後藤委員長** ご異議がないようでございますので、第 57 号議案につきまして議案のとおり決することといたします。

続きまして、第 58 号議案に移りたいと思います。事務局からご説明をお願いします。

○**内堀社会教育課長** 社会教育課でございます。11 ページから 13 ページまでが、

第 58 号議案「岐阜市公民館条例の一部を改正する条例の制定に関する教育委員会の意見について」です。13 ページの概要で説明をします。現在、岐阜市鶉小学校と鶉公民館が一体となった複合施設を建設中です。鶉公民館の部分は 12 月に完成を予定しており、一時的に移転している公民館の位置と公民館の利用時間を改めるために、岐阜市公民館条例の一部を改正するものです。改正の概要は 2 点です。1 点目は、公民館の位置を現在一時的に置いている南部スポーツセンターから鶉小学校の校内に改正するものです。2 点目は、利用時間を他の公民館と同様に改正するものです。

○後藤委員長 では、只今のご説明のございました第 58 号議案について、ご質問ご意見等ございませんか。

ないようですのでお諮りをしたいと思います。第 58 号議案につきまして原案のとおり決することにご異議ございませんか。ご異議のない方は、挙手をお願いします。

(全委員の挙手確認)

○後藤委員長 ご異議がないようでございますので、第 58 号議案につきましては議案のとおり決することといたします。

続きまして、第 59 号議案について事務局からご説明をお願いします。

○中本教育政策課長 教育政策課でございます。資料の 15 ページをお願いします。第 59 号議案「平成 24 年度岐阜市一般会計補正予算に関する教育委員会の意見について」ということで、12 月議会に上程します教育委員会の補正予算です。

16 ページをご覧ください。今回補正予算に計上しますのは、16 ページの表の左側の丸印で示した「○歴史博物館費」、「○小学校建設費」、「○幼稚園管理費」、そして網掛けの部分の「○図書館費」の 4 費目です。左上の「歴史博物館費」ですが、春に行われる展覧会の準備経費として 120 万円です。

その下の「小学校建設」は 0 円です。今年度契約をしますが、予算執行は 25 年度以降になります。債務負担行為を設定し、長良西小学校の上下水道、ガス及び電気の切り廻し工事を行うものです。

その下の「管理運営」についてです。岐阜北幼稚園を廃止し、加納幼稚園の分教室という位置付けでことばの教室を開設するため、岐阜北幼稚園の遊戯室を改修します。さらに、その下の加納幼稚園スクールバス運行業務については、先ほど委員さんからもご心配の声をいただきましたが、現在の岐阜北幼稚園か

ら加納幼稚園へ園児を送迎するためのスクールバスの契約を今年度中に行い、4月以降に執行します。

その下の「図書館費」の「建設」は、すでに報道などでご存知かと思いますが、図書館建設のメディアコスモスの着工が、国の手続きの関係で遅れています。完成年月を伸ばすとともに、一部建設費について変更をするものです。詳しくは17ページから順を追って説明します。

17ページの上の表をご覧ください。展覧会開催準備のため、上段の表の「5 予算額」に、平成24年度岐阜市予算額として120万円、このほか岐阜新聞社から36万円、合わせて156万円を記載しています。内容については「1 事業名」にあるとおり、仮称ですが「岐阜の茶の湯」です。スケジュールは下段の表にあります。平成25年度5月17日から6月30日までの約6週間の開催です。「岐阜の茶の湯」については歴史博物館長から説明します。

○黒田歴史博物館長 歴史博物館でございます。「岐阜の茶の湯」について説明します。岐阜はお茶の文化の振興があり、今年度、岡本太右衛門氏、杉山幹夫氏、辻正氏が市民栄誉賞を受賞されましたが、この3名の方は、それぞれ表千家、裏千家、そして松尾流の支部長として、茶道文化の振興にご尽力されています。この機会に茶の湯について多くの市民の方に知っていただきたいという思いで、来年度展覧会を開催したいと考えています。5月に開催を予定しており、前年度である今年度から補正予算を計上し、準備を進めていきたいと考えています。

○中本教育政策課長 続きまして、資料の18ページをお願いいたします。長良西小学校校舎改築事業について説明します。まずスケジュールですが、資料上段の表の真ん中に記載があるように、平成24年度から平成26年度にかけて、下段の表の学校敷地配置図のやや真ん中上にある網掛けの校舎を建て替えます。この校舎を壊して、下の真ん中辺りにある体育館横の網掛け部分に、仮設校舎を建てます。その後、仮設校舎を運用しながら、壊した場所に新校舎を作ります。取り壊す校舎に現在繋がっている上下水道、電気及びガスの配管や配線を道路から撤去する工事が必要で、平成26年度に完成を目指して、来年の4月からその切り廻し工事ができるように、今年度中に契約します。債務負担行為として12月補正予算計上するものです。

続きまして、19ページの加納幼稚園分教室「ことばの教室」整備事業について説明します。先ほども申し上げましたが、加納幼稚園分教室「ことばの教室」の整備として、岐阜北幼稚園遊戯室の改修を行います。なぜ遊戯室だけを改修をするのかという疑問があるかもしれませんが、資料上段の表の真ん中、「4 施

設概要」、「既存園舎」をご覧ください。現在の園長室、園舎の耐震については、○の1つ目に IS 値が 0.27 とありまして、以前にこの建物の耐震補強工事を検討した際、業者から「とても耐震補強では追いつかない構造だ」と指摘を受け、園長室、園舎の廃止を決めました。この下の遊戯室については、IS 値が 0.81 です。文科省が示す IS 値 0.7 を超えていますので、こちらの建物は改修をして維持したいと思います。単純な構造の建物ですので、間仕切りをして、ことばの教室 5 部屋を設置し、真ん中には皆で遊べる工夫を行い、併せて駐車場の整備なども行います。

20 ページをご覧ください。岐阜北幼稚園の全体の配置図で、上段から下段へ改修する予定です。上段の斜線が入っているところが園舎です。こちらの建物の IS 値がかなり低いので取り壊し、下段の配置図のように駐車場を設置したいと思っています。これはまだ最終案ではなく、若干変わるかと思いますが、右側の遊戯室を改修し、実施設計が完成した後、委員の皆様にも、スケジュールとともに報告させていただきたいと思っています。

21 ページをお願いします。加納幼稚園のスクールバス運行事業について説明します。現在、岐阜北幼稚園に通っている年中さんと年少さんは、来年度から加納幼稚園に通います。現在のところ 20 名強の園児が加納幼稚園に通いたいとの意向を聞いています。早ければ 2 月末か 3 月の始めには、入札をしてバス運行の業者を決め、契約したいと思っています。4 月の入園から 1 年間、スクールバスを運行して園児を加納幼稚園に送迎したいと思っています。保護者から色々な意見があって、保護者が加納幼稚園に行く時はどうなのかという意見もありました。園児はスクールバスで送迎し、保護者が親の会などの集まりや行事で幼稚園に行く場合、年間 24 日程度の予定があると把握していますので、1 回 1 回の契約でもって保護者の方の送迎をしたいと思っています。文化行事や演奏行事、交流会などがあり、配慮したいと思っています。

○後藤委員長 ありがとうございます。では、ご説明のございました第 59 号議案について、ご質問ご意見等ございませんか。

○矢島委員 岐阜北幼稚園から加納幼稚園まで何分くらいかかりますか。

○中本教育政策課長 朝の通勤時間と多少重なりますので、余裕をみて、約 30 分と考えています。

○中島委員 これはバスの運行なので、バスの運転手とバスの予算額ですか。補助員は含まれていませんか。

○中本教育政策課長 補助員は含まれていません。

○中島委員 幼稚園バスにジュニアシートは必要ですか。

○中本教育政策課長 国でベルトの設置義務付け等が検討されていると聞いています。

○後藤委員長 ほかによろしいでしょうか。ないようですのでお諮りをしたいと思います。第 59 号議案につきまして原案のとおり決することにご異議ございませんか。ご異議のない方は、挙手をお願いします。

(全委員の挙手確認)

○後藤委員長 ご異議がないようでございますので、第 59 号議案につきまして議案のとおり決することといたします。

続きまして、次回以降の定例会の日程を確認したいと思います。次回の定例会は、12 月 25 日火曜日、午後 1 時 30 分から、1 月の定例会は、1 月 18 日金曜日、午後 3 時から、2 月の定例会は、2 月 8 日金曜日、午前 9 時から、全て教育長室にて行いますので、皆様、よろしくをお願いします。

続いて秘密会形式で、審議をいたします。事務局は準備を願います。それでは会議を一旦休憩とします。

(削除)

○後藤委員長 以上を持ちまして本日の議事を終了し、教育委員会を閉会します。ありがとうございました。

午前 11 時 15 分閉会